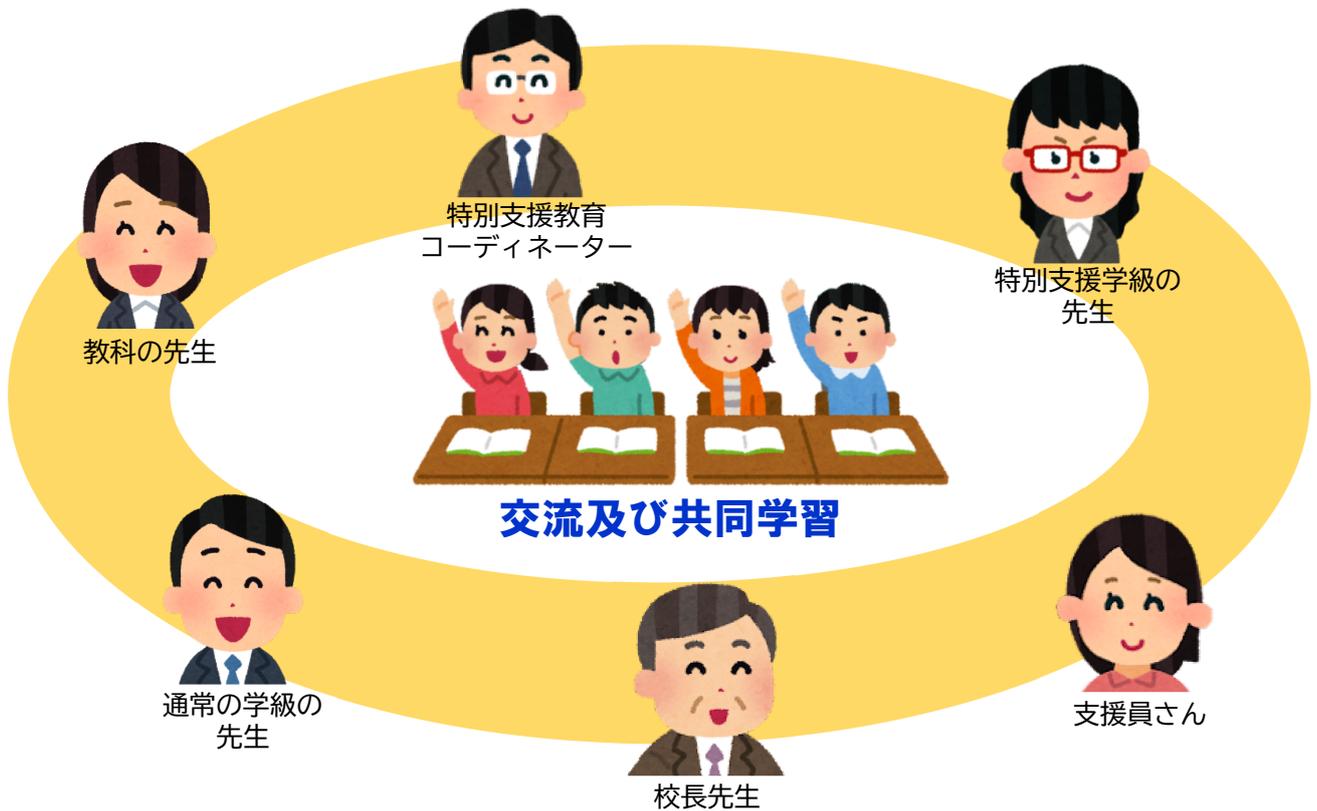


# 共生社会の形成に向けた 共に学ぶ授業の充実

～通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習～



## 「共生社会の形成に向けた共に学ぶ授業の充実」 リーフレット発行の目的

我が国では、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会を目指しています。

小・中学校学習指導要領にも、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」との記述があり、各学校では、障がいのある子と障がいのない子が、共に学ぶ機会を積極的に設けることが求められています。

令和3・4年度、福島県特別支援教育センターでは、交流及び共同学習の充実を図るための取組について、2つのモデル地区で実践研究を進めてきました。

本冊子は、研究の成果を踏まえ、「小・中学校の通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習」の充実を図るためのポイントを整理したものです。子どもたちが共に学べる授業づくりや校内体制の整備に向けてご活用ください。

## <掲載内容>

- 「交流及び共同学習」とは？
- 知っておきたい用語
- 授業づくりのポイント
  - 1 お互いを認め合う学級集団づくり
  - 2 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり
  - 3 共に学ぶための合理的配慮の提供
  - 4 個別の目標・配慮・評価
  - 5 学びを支える自立活動
- 校内体制の整備のポイント
  - 1 学校全体での計画的・組織的な取組
  - 2 支援内容の共有による教員間の連携
  - 3 特別支援学級の教育課程の充実
- 交流及び共同学習Q & A

## 【「障がい」の表記について】

県では、第2次福島県障がい者計画において、障がいの「害」という漢字の表記について、「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、法令上やむを得ないものなど以外、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

# 「交流及び共同学習」とは？

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ「交流及び共同学習」は、双方の児童生徒にとって、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義があります。

## 交流及び共同学習

交流の側面の目的	共同学習の側面の目的
相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする	教科等のねらいの達成を目的とする

交流及び共同学習には、2つの側面の目的があり、これらをつかちがたいものとして捉え、推進します。



特別支援学級の児童生徒にとって、通常の学級の友達と「共に学ぶこと」で得られることがたくさんあります。

通常の学級の児童生徒にとっても、教科等の学習だけでなく、多様性を尊重する心の育成において、必要な学びだと思えます。



交流及び共同学習の中でも、児童生徒一人一人が教科の内容を理解して、目標を達成することが大切だと思います。

学校として、特別支援学級の児童生徒が、通常の学級の児童生徒と共に学ぶことができる「授業づくり」と、それを支える「校内体制の整備」に、全職員で取り組めるようにします。



# 知っておきたい用語

## 教育的ニーズ

障がいのある子どもの教育的ニーズは、以下の観点で整理することができます。

- 観点① ○○障がいの状態の把握
- 観点② ○○障がいのある子どもに特別に必要なとされる指導内容
- 観点③ ○○障がいのある子どもの教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

「教育的ニーズ」の詳細は、文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」をご覧ください。



## ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザイン。

ユニバーサルデザイン：広辞苑（第7版）

※なお、「Universal Design」の頭文字を用いて、「UD」と表記することがあります。

## 合理的配慮

障害者が他の者と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。〔障害者の権利に関する条約 第二条 定義〕



「合理的配慮」の提供事例については、福島県特別支援教育センター発行「みんなが進める合理的配慮」をご覧ください。

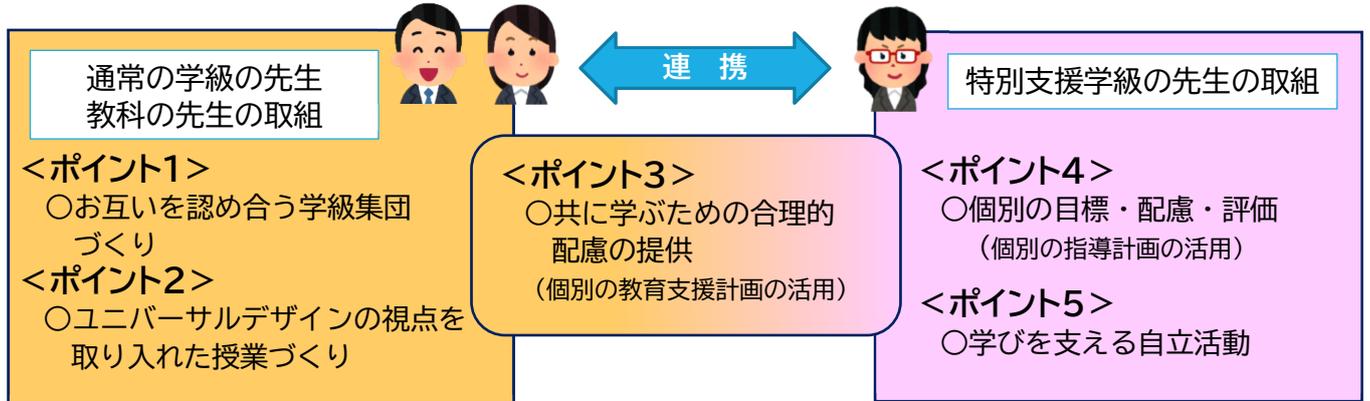


障がいのある人にとっての社会的障壁（バリア）を取り除くためには、対話と環境調整が必要です。



# 授業づくりのポイント

交流及び共同学習の授業は、特別支援学級の先生と通常の学級の先生や教科担当の先生の取組との連携が必要不可欠です。それぞれに取り組むポイントを確認してみましょう。



## ＜ポイント1＞ お互いを認め合う学級集団づくり

「お互いを認め合う学級集団づくり」を意識した学級経営によって、どの子も安心して学べる学習環境を整えていくことが大切です。



みんなの良さや多様性を認め合える、お互いを尊重する学級経営を心がけています。

「お互いを認め合う学級」だと、特別支援学級の児童生徒も安心して学ぶことができます。

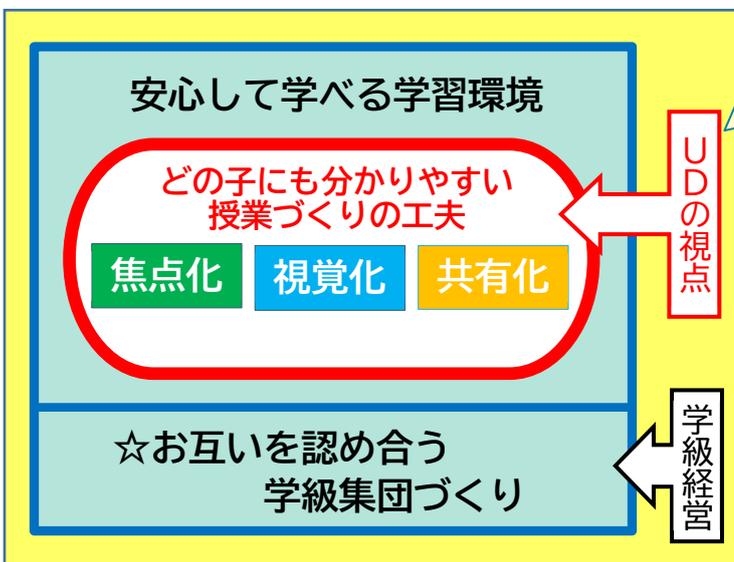


特別支援学級の児童生徒が、通常の学級の一員としても活動できるような取組(学級活動や給食等)を通して、お互いを理解することが大切です。



## ＜ポイント2＞ ユニバーサルデザイン(以下:UD)の視点を取り入れた授業づくり

学習上のつまずきや困難さを想定して、どの子にも分かりやすい授業づくりの工夫を行うのが「UDの視点を取り入れた授業づくり」です。「焦点化」「視覚化」「共有化」等、分かりやすく安心して学べる学習環境を整えることが大切です。



UDの視点を取り入れた工夫例
・ 学習の見通しの配慮 (活動の確認)
・ ヒントコーナーの設置
・ ホワイトボードの活用による意見の共有
・ 視覚支援・掲示の工夫
・ 友達との関わりの場 (グループ活動・ペア学習)
・ ICTの活用

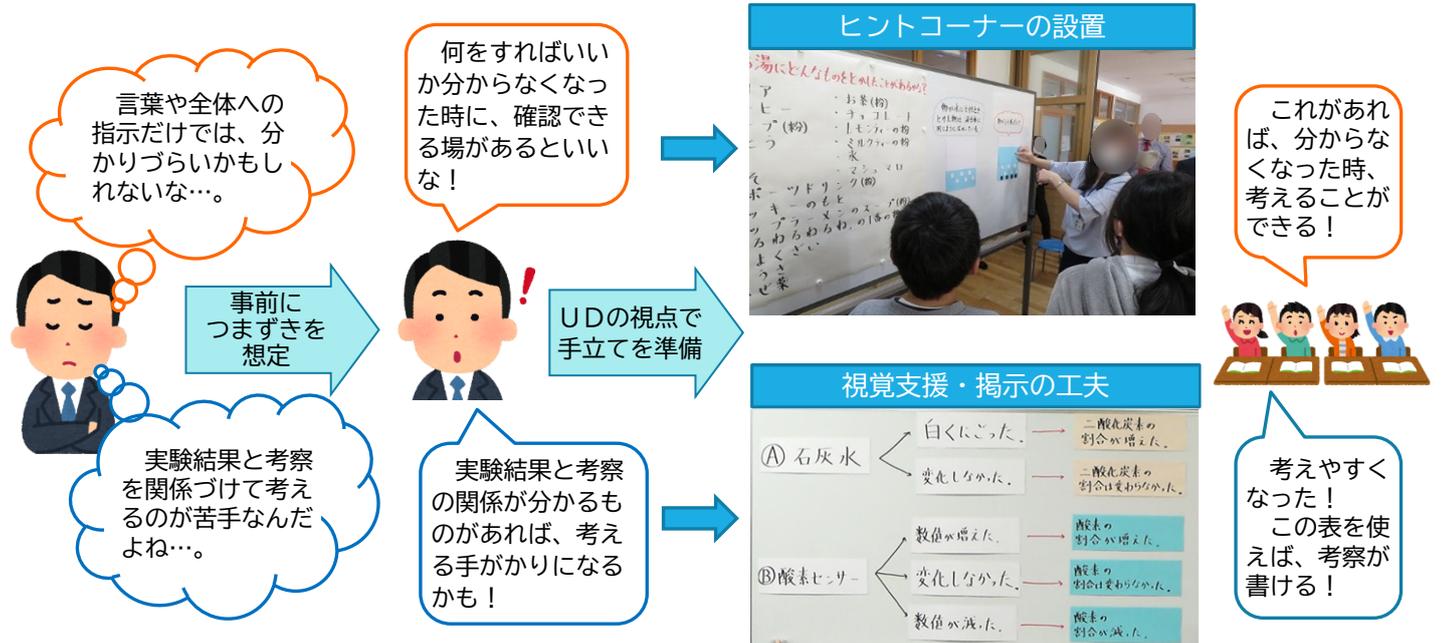
具体的なつまずきを想定した意図的な指導の工夫が必要です。





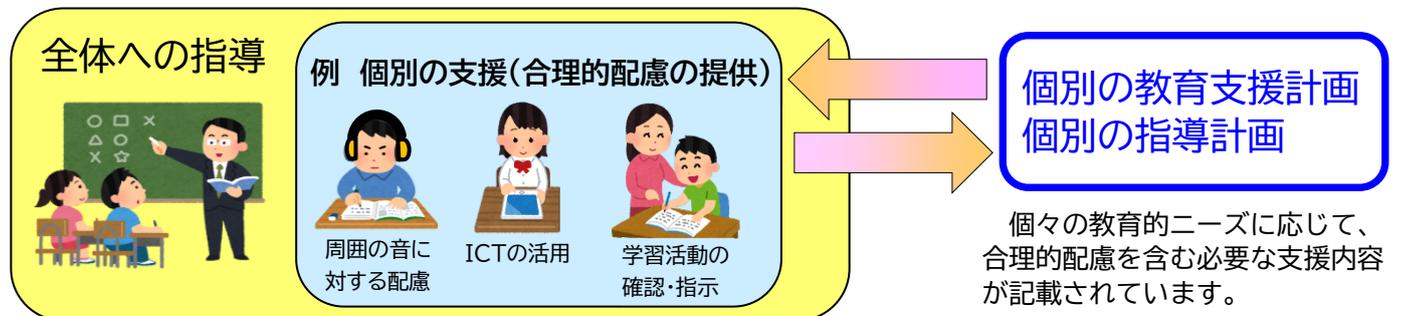
## UDの視点を取り入れた授業づくりの例

「UDの視点を取り入れた授業づくり」により、特別支援学級の児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する児童生徒にとっても、「分かりやすい授業」となることが期待できます。



### <ポイント3> 共に学ぶための合理的配慮の提供

特別支援学級の児童生徒には、「UDの視点を取り入れた授業」に加えて、合理的配慮の提供が必要な場合があります。特別支援学級の担任は、その子に必要な「合理的配慮の内容」を明確にして、通常の学級の先生や教科の先生に伝えて、提供できるようにすることが大切です。



合理的配慮の提供に当たっては、本人・保護者との合意形成が必要です。合意した内容や上手くいった合理的配慮等を「個別の教育支援計画」に記載して、次の学年や進学した学校に引き継ぎます。

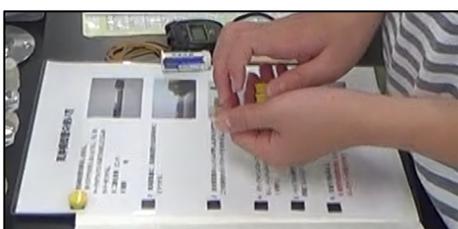


特別支援学級の先生

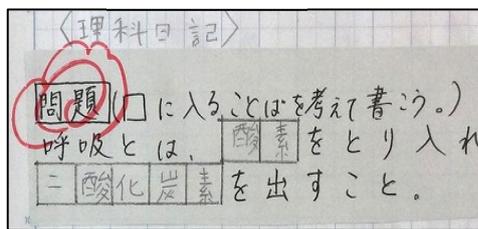
合理的配慮の内容を理解して、支援に当たっています。



支援員さん



例1) 確認しながら実験できるように、手順が書かれたシートを手元に置く。



例2) 書く分量を減らすため、「穴埋めプリント」を用いる。

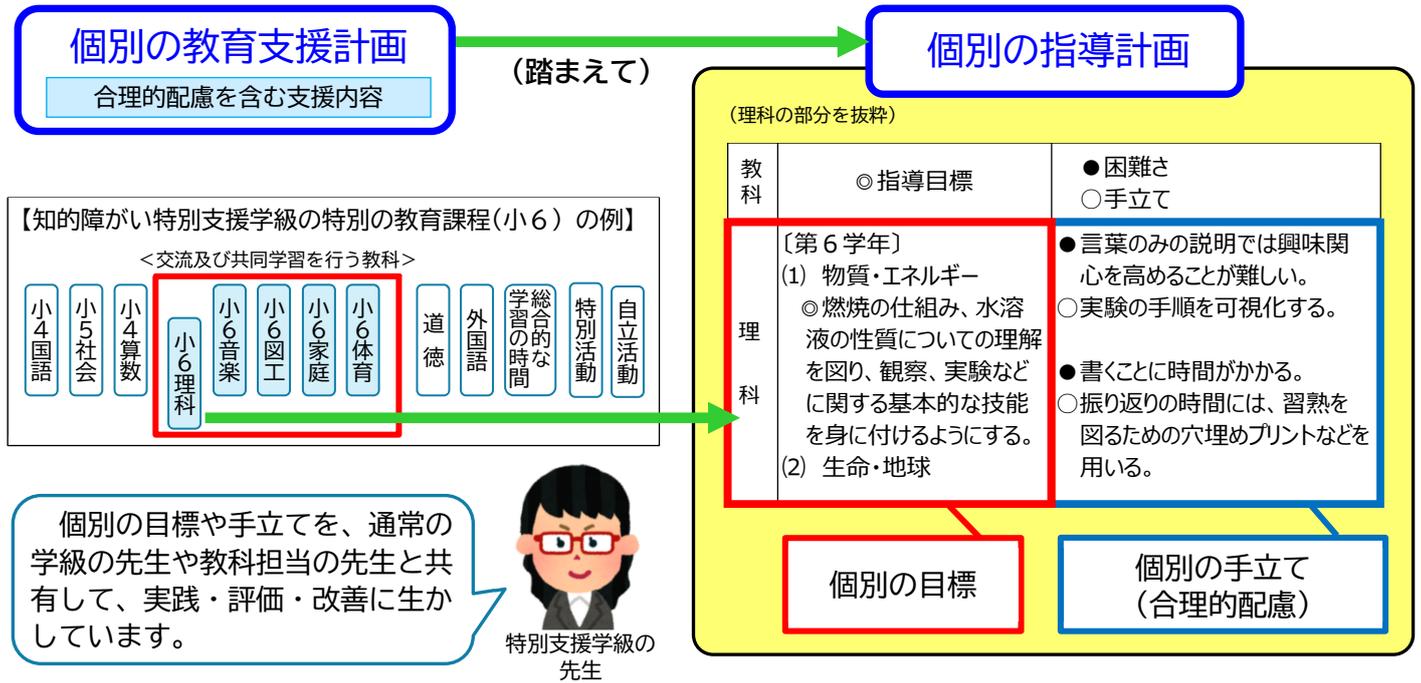


例3) 教師の指示している箇所が分かるよう支援員が指差しを行う。



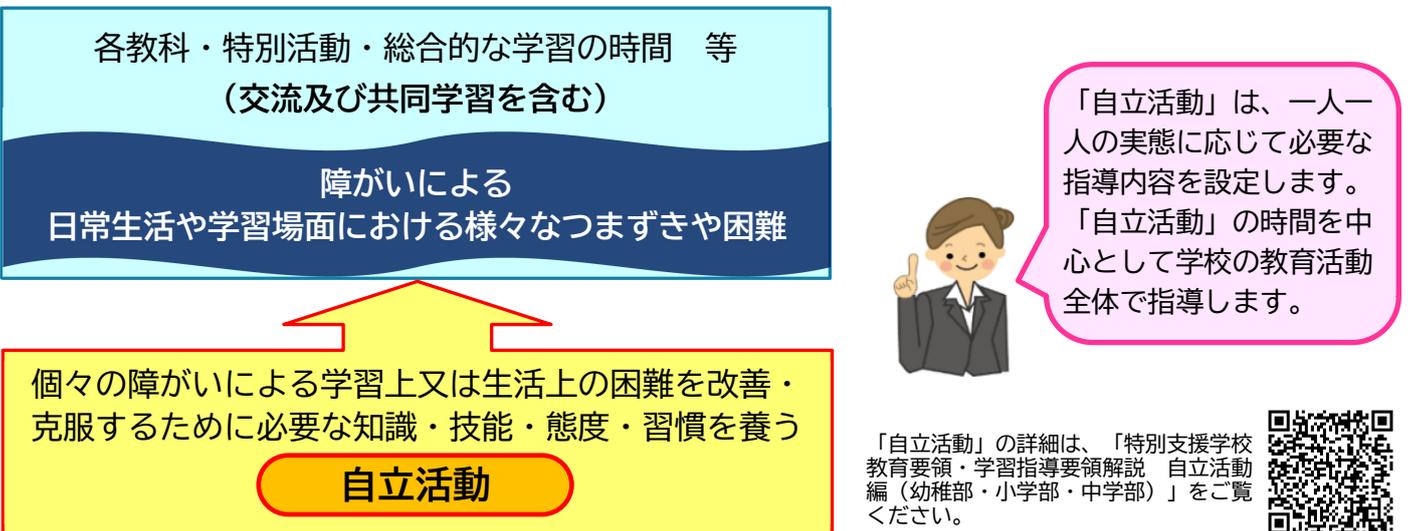
### <ポイント4> 個別の目標・配慮・評価（個別の指導計画の作成・活用）

特別支援学級の児童生徒には、一人一人に応じてきめ細かく指導するための「個別の指導計画」が作成されています。個別の教育支援計画と教育課程を踏まえて、個別の目標や手立てを具体化しておくことが大切です。

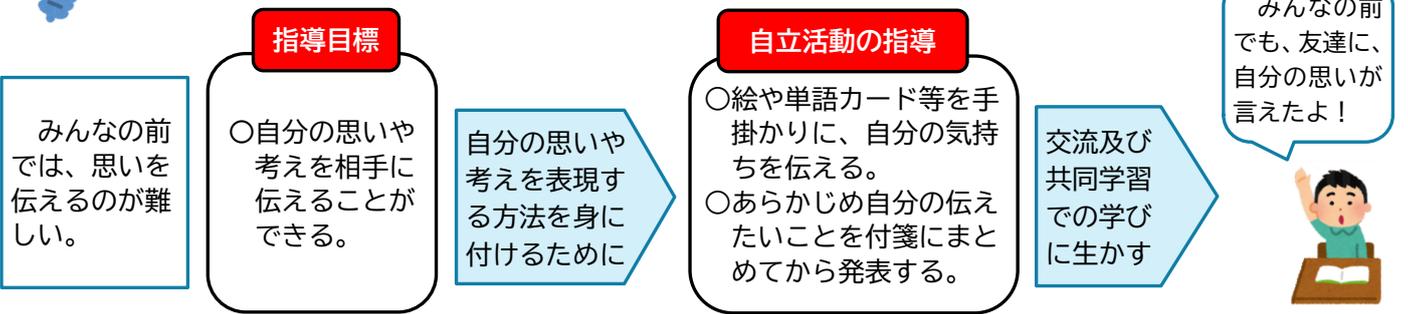


### <ポイント5> 学びを支える自立活動

特別支援学級では、個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために「自立活動」の指導を行います。自立活動の指導は、各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。



### 自立活動の例



# 校内体制の整備のポイント

交流及び共同学習において、児童生徒一人一人に応じた学びが提供されるためには、授業づくりの工夫に加えて、授業を支える校内体制の整備が必要です。取組のポイントを確認してみましょう。

- <ポイント1> 交流及び共同学習の学校全体での組織的・計画的な取組
- <ポイント2> 支援内容の共有による教員間の連携
- <ポイント3> 特別支援学級の教育課程の充実

## <ポイント1> 交流及び共同学習の学校全体での組織的・計画的な取組

交流及び共同学習の意義や方針を共有したり、情報共有の仕組みを整えたりして、学校全体で組織的・計画的な取組を進めることが大切です。

### ■ 交流及び共同学習の意義や方針の共有

職員会議や学校だよりで、交流及び共同学習の意義を伝え、学校全体で取り組むようにしています。



校長先生

### ■ 既存の校内システムを活用した学校全体での情報共有

特別支援教育部会、学年会、支援員との情報交換など、現在ある校内システムを活用して、児童生徒の学びの状況等の情報を共有することが必要です。



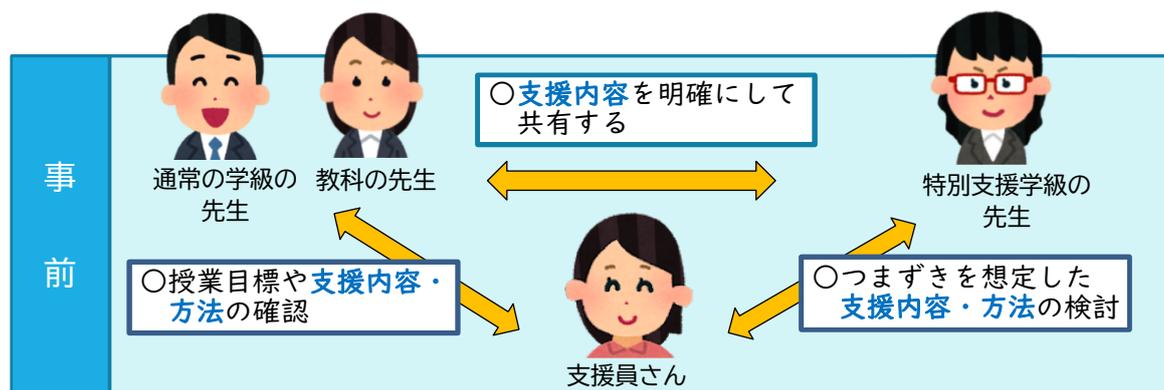
特別支援教育  
コーディネーター



職員室や廊下などの日常的な会話も、有効な情報共有の手段です。

## <ポイント2> 支援内容の共有による教員間の連携

特別支援学級の児童生徒が必要としている支援内容を明確にして共有し、教師や支援員が連携して指導や支援に生かすことが大切です。



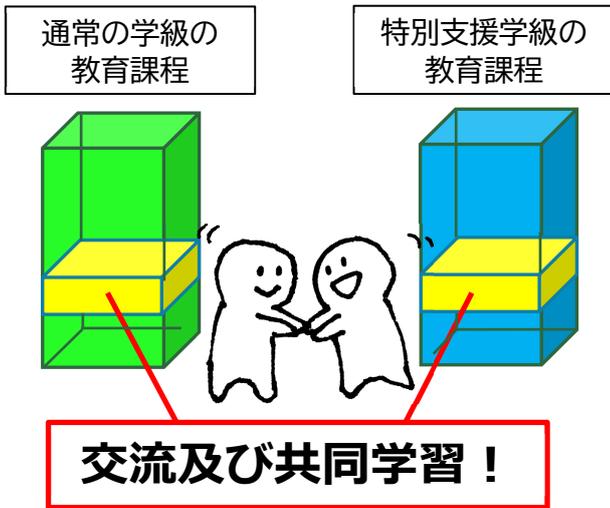
何を支援するか支援内容が明確になっていると、連携しやすくなります。





### <ポイント3> 特別支援学級の教育課程の充実

交流及び共同学習は、通常の学級の教育課程と特別支援学級の教育課程とを照らし合わせて、共同で実施することが可能なものについて行われます。特別支援学級の児童生徒の実態に応じた教育課程を編成した上で、計画することが大切です。



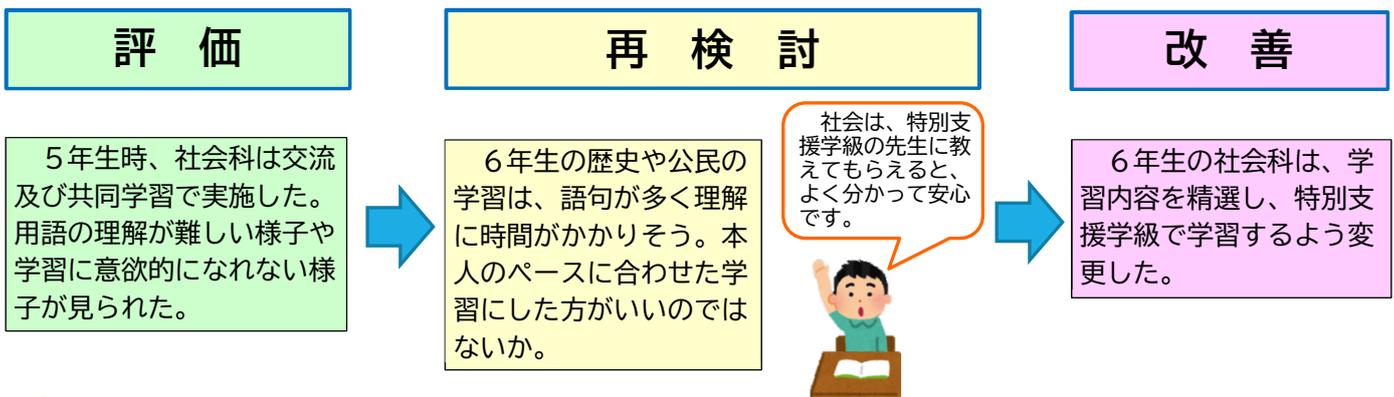
本人の実態に応じた「教科や単元」を選んで、交流及び共同学習を計画しています。

特別支援学級の先生

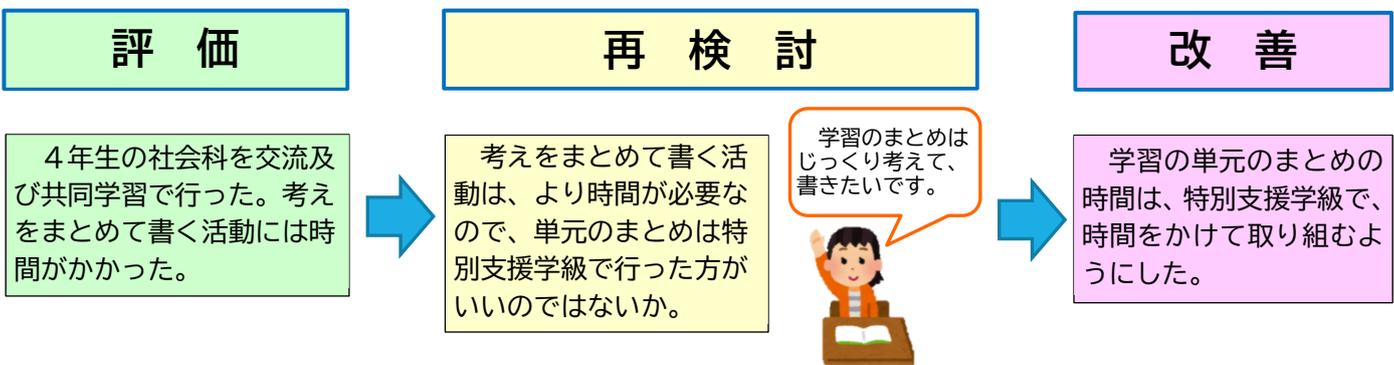
交流及び共同学習が、特別支援学級の児童生徒本人の学びになっているのでしょうか？  
 日頃の児童生徒の学びを評価して、交流及び共同学習の計画を再検討することが大切です。



#### 実施する教科を再検討した例（知的障がい特別支援学級）



#### 単元の参加の仕方を再検討した例（知的障がい特別支援学級）



児童生徒の実態に応じて、交流及び共同学習で学んだ方がよいか、特別支援学級で学んだ方がよいか判断する必要があります。  
 本人・保護者の意思確認も行いながら、学びの効果が期待できる学習形態を検討しましょう。



Q

交流及び共同学習を行う時数は、どのくらいが適当なのでしょう？

A

文部科学省から出された「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) R4.4.27」では、授業時数の半数以上を目安として、特別支援学級で行うこととしていますので、交流及び共同学習は、授業時数の半数以下が適当ということになります。

ただし、交流及び共同学習の時間は、児童生徒一人一人の実態に応じて設定することができますので、児童生徒一人一人の学びの充実を図ることができる適切な時数を設定しましょう。

Q

交流及び共同学習に消極的な児童生徒に対して、どのように対応すればいいのでしょうか？

A

まずは、なぜ、交流及び共同学習で学習することに消極的なのか、児童生徒の話を傾聴し、その背景や要因を探ってみましょう。その上で、以下のような組織的な対応が必要です。

案1 通常の学級の担任や支援員と話し合い、学習環境を調整する。

案2 交流及び共同学習に参加できない場合の学習の場や学習活動を用意しておく。

案3 交流及び共同学習の計画について再検討し、教科や単元によって、特別支援学級で学ぶことを検討する。

Q

中学校での交流及び共同学習を円滑に行うために大切なことは何ですか？

A

小・中学校間の連携による情報共有を早い段階から進め、本人・保護者の意向を確認しておくことで、中学校でも円滑に交流及び共同学習を行うことが期待できます。

また、中学校の教科担任制の特徴を生かして、多角的な視点で生徒を理解したり、連携して支援をしたりすることができます。そのための校内体制づくりがとても重要になります。

### 小学校・中学校の全ての先生方へ

交流及び共同学習は、児童生徒一人一人の力を伸ばすとともに、同じ社会に生きる人間としてお互いを理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場です。交流及び共同学習の充実が共生社会の形成につながります。本リーフレットを活用し、各校の交流及び共同学習の充実に役立てていただければ幸いです。

#### 【研究協力校・研究協力機関】

田村市立滝根小学校

田村市立滝根中学校

田村市教育委員会

会津坂下町立坂下南小学校

会津坂下町立坂下中学校

会津坂下町教育委員会

福島県教育庁県中教育事務所・会津教育事務所

県立たむら支援学校

県立会津支援学校

#### 【研究アドバイザー】

宮城学院女子大学 教育学部教育学科 教授 梅田 真理 氏

お問い合わせ

福島県特別支援教育センター

郡山市富田町字上ノ台4番地の1

電話 024-952-6497 FAX 024-952-6599

w e b サイト <https://special-center.fcs.ed.jp>

